

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年3月1日

【ファンド名】 HSBC ユニ・フォリオ  
(HSBC Uni-Folio)

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド  
(HSBC Management(Guernsey)Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・ヘッド スティーブン・ルーセル  
(Stephen Rouxel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポ  
ート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス  
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,  
Guernsey GY1 1WA, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
弁護士 三宅章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)は、HSBCユニ・フォリオ(以下「ファンド」といいます。)を解散することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (イ)当該解散等の年月日

令和4年3月31日(予定)

### (ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

管理会社は、ファンドの買戻請求の傾向から、ファンドを今後も継続することが持続不可能であるまたは投資者の最善の利益とはならない状況に至る可能性があると認識しました。その結果、管理会社は、ファンドの運用を継続することは得策ではなく、ファンドを解散することが受益者にとって最善の策であると判断いたしました。

### (ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社作成の令和4年2月18日付書面により、日本における販売会社および販売取扱会社に通知しました。